

# 国立大学法人東京医科歯科大学における大学の 名義の使用許可に関する要項

〔平成23年8月1日  
制 定〕

## （趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「大学」という。）における大学の名義の使用許可に関し、国立大学法人東京医科歯科大学商標等取扱規則（令和3年規則第118号。以下「商標規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （名義）

第2条 大学の名義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 東京医科歯科大学
- (2) 医科歯科
- (3) Tokyo Medical and Dental University（TMDUと略す場合も含む。）

## （定義）

第3条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催 大学が主体となって事業（会議、研究会、シンポジウム、協議会、キャンペーンその他の催事をいう。以下同じ。）を開催する場合
- (2) 共催 大学を含む複数の団体が主体となり、共同して事業を実施する場合
- (3) 後援 第三者が開催の主体となる事業に対し、大学がその趣旨に賛同し、協力、援助をする場合であって、その協力、援助の範囲が原則として名義の使用の承認に限る場合
- (4) 協賛その他これに類する名義 原則後援名義を使用する事業において、特に主催者から協賛その他これに類する名義を使用したい旨の要望がある場合
- (5) 主催等 主催、共催、後援及び協賛その他これに類する行為
- (6) 役職員 大学の役員及び職員
- (7) 部局等 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）別表に規定する各部局及び各センター並びに統合研究機構及び事務局
- (8) 部会 学生により組織される学術、文化又は運動に関する部及び同好会

## （名義の使用）

第4条 大学の役職員は、職務に関連して、大学の名義を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、大学の役職員は、次の各号に掲げるものに大学の名義を使用することができる。

- (1) 大学が主催等を行う事業に関するもの

(2) 部局等が大学の名義を掲げて行う事業が第3条第1号から第4号に該当するもの

(3) 前2号の行事に係る図書の刊行等学術事業に関するもの

3 大学の学生及び東京医科歯科大学学友会により承認を受けた部会は、その所属（肩書き）を示すため、大学の名義を使用することができる。

4 前3項に定めるもののほか、学長が適当と認める者（団体等を含む。以下同じ。）は、その指定された事業その他これに付随するものに大学の名義を使用することができる。

（名義の使用許可）

第5条 次の各号に該当する場合は、学長に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、大学の名義を使用することができる。

(1) 前条第1項から第3項に掲げる者が当該各項に定める事業以外のものに大学の名義を使用する場合

(2) 前条第4項に定める者が大学の名義を使用する場合

（営利目的への制限）

第6条 大学の名義は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、有償又は無償により大学の名義を使用することができる。

(1) 大学の役職員以外の者が行う大学との共同研究、受託研究等の研究成果に関する広告及び当該研究成果に基づいて開発する製品の広告に大学の名義を使用する場合

(2) 大学と研究、教育、技術移転等の契約その他の関係を有する大学の役職員以外の者が大学の名義を使用する場合

(3) 大学の名義を使用した商品を販売する目的で大学の名義を使用する場合

(4) 大学の名義を利用して役務を提供する目的で大学の名義を使用する場合

(5) その他学長が適当と認める場合

2 前項各号により大学の名義を使用する場合は、商標規則により取り扱うものとする。

（経費負担等）

第7条 第3条第2号の共催名義を使用する事業の実施に際し、経費の負担が生じる場合については、大学と共催する他の団体等との経費の負担区分を明確に定めるものとする。

2 前項の取扱いは、部局等が、共同して事業を実施する場合の取扱いも同様とする。

3 第3条第3号及び第4号の名義を使用する事業の実施に当たっては、学長が特に必要と認める場合を除き、大学は、当該事業に係る経済的支援は行わない。

4 前項において、学長が特に必要と認め、経済的支援を行う場合においては、第1項の規定を準用する。

(申請)

第8条 第5条により、大学の名義の使用許可を得ようとする者は、別紙様式1の名義使用許可申請書に、必要に応じ次の各号に掲げる書類等を添えて、原則として使用を開始する2月前までに学長に申請しなければならない。ただし、第6条に該当する場合は、商標規則の定めるところによる。

- (1) 定款、会則等
- (2) 役員名簿等
- (3) 事業実施に関する書類(事業に係る収支予算案や経費の負担区分を含む。)
- (4) その他必要な書類

(許可)

第9条 学長は、前条の申請があった場合は大学の名義の使用許可又は不許可を決定するものとする。

2 学長は、名義の使用を許可又は不許可を決定したときは、別紙様式2の名義使用(許可・不許可)通知書により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 大学の名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請時の事業計画どおりに実施すること。
- (2) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (3) 事業を行うに当たって、大学の施設、設備等を利用するときは、国立大学法人東京医科歯科大学講堂等使用取扱要項(平成21年制定)その他関係諸規則に従うこと。
- (4) 大学が経費を負担する場合には、経費の使途報告を行うこと。
- (5) 大学の尊厳及び品位を損なうことのないように使用すること。

(許可の取消、使用の中止)

第11条 学長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、大学の名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 前条に掲げる事項に違反したとき。
  - (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- 2 使用許可を受けた者以外の者が大学の名義を使用した場合、無許可で大学の名義を使用した場合又は第4条に反して大学の名義を使用した場合、学長は、使用の中止その他適当な措置をとることができる。

(事務)

第12条 大学の名義の使用に関する事務は、総務部総務秘書課において処理する。

(準用)

第13条 部局等が、その所管の範囲において部局等の名義（大学名を付記する場合を含む。）を使用するときは、当該部局等の長が本要項の規定に準じて名義の使用許可又は不許可を決定することができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条から第7条まで	大学	部局等
第5条 第7条から第9条まで 第11条	学長	部局等の長
第9条	次の各号に掲げる申請内容の区分に応じ、当該各号に掲げる会議	教授会又は運営委員会等
第12条	総務部総務秘書課	各部局等における総務担当係
別紙様式1及び 別紙様式2	国立大学法人東京医科 歯科大学学長	国立大学法人東京医科 歯科大学（部局等の長）
	東京医科歯科大学の名 義	部局等の名義 東京医科歯科大学（部局 等）の名義

（シンボルマーク等の併用）

第14条 大学の名義の使用に加え、大学のシンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプを使用する場合は、この規則に定めるもののほか、国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプ取扱規則（平成21年規則第54号）の定めによる。

附 則

この要項は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年10月26日制定）

この要項は、平成24年10月26日から施行する。

附 則（平成26年5月21日制定）

（適用日）

1 この要項は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間、第12条及び第13条中「総務秘書課」とあるのは、「総務企画課」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年8月14日制定）

この要項は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用

する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日制定）

この要項は、平成 29 年 7 月 31 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 11 月 22 日制定）

この要項は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 28 日制定）

この要項は、令和 4 年 10 月 28 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

別紙様式 1 (第 8 条関係)

名義使用許可申請書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

申請団体名  
住 所  
代表者氏名  
電話番号 ( )

下記のとおり、東京医科歯科大学の名義の使用許可を得たいので、申請します。

記

1 名義の区分	主催・共催・後援・協賛・その他( )
2 主催(又は共催)団体名	
3 事業の名称	
4 開催(使用)目的	
5 開催(使用)期間	
6 開催(使用)場所	
7 参加予定人員	
8 参加対象者	
9 参加者負担金等	
10. 学内責任者	所属・職名 氏名

※ その他参考資料(事業概要、定款等)を添付すること。

(備考) 過去に名義の使用許可を受けた団体等で、代表者の変更がない場合は、代表者印の押印を省略することができる。

東医歯総第 号  
年 月 日

名義使用 (許可・不許可) 通知書

殿

国立大学法人東京医科歯科大学長

年 月 日付けで申請のありました事業にかかる東京医科歯科大学の名義の使用について、下記のとおり (許可します・許可しません)。

記

1 名義の区分	主催・共催・後援・協賛・その他( )
2 事業の名称	
3 備 考	(※第 6 条に該当する申請に対し、名義の使用を許可した場合には以下の文言を明記するものとする。)  「東京医科歯科大学は、当該製品に対し、一切の法的責任を負いません。」